

# 「東海村農業振興地域整備計画」を総合的に見直します

村では、令和3年度から令和4年度にかけて「東海村農業振興地域整備計画」を総合的に見直します。この計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業を振興すべき地域の指定と当該地域の整備のための施策を計画的に推進することを目的に定めたものです。なお、農業振興地域内の農用地は、原則として農地以外の利用(農地の転用)が認められていないため、農地を農業以外の目的で利用する場合は、事前に農業振興地域内の農用地からの除外(農振除外)の手続きが必要です。

【問い合わせ】農業政策課農業振興・農地保全担当(☎282-1711 内線1222)

## 農振除外の申請の受付を一時停止します

農振除外の申請は、年2回(4月・10月)受け付けていますが、今回の総合見直しに伴い、令和4年度分の申請受け付けは行いません。※農振除外に関する相談については、一時停止期間中も受け付けます。

### ■今年度中の申請を希望する方へ

事前に農業政策課農業振興・農地保全担当へご相談の上、10月1日(金)から29日(金)まで(土・日曜日を除く)に申請してください。

### 【下記については申請できません】

令和4年度受付分(令和4年4月・10月)※再開は令和5年4月受付分を予定しています。

### 【一時停止前の最終受付日】

10月29日(金)

# 無人航空機による水稻病害虫防除を実施します

東海村病害虫防除協議会では、良質米の安定生産と病害虫防除の効率化を図るため、無人航空機による水稻病害虫の一斉防除を行います。実施する際は、低空散布で周囲の環境に配慮し、人の往来がある場合は散布を一時中断するなど、万全の注意を払って行います。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】東海村病害虫防除協議会事務局(農業政策課内 ☎282-1711 内線1222)

●日 時 8月2日(月)・3日(火)午前4時30分～11時ごろ(雨天等順延)

●実施区域 村内水田全域(右図参照)

●使用薬剤 「アミスター・アクタラSC」(殺菌・殺虫剤)※いもち病・紋枯病・カメムシ類を防除します。

●その他 ▽主要道路や通学路、住宅周辺の水田は早朝に散布します。▽雨天、強風等で順延する場合は、防災行政無線放送等でお知らせします。▽2日間とも村内全域で防除活動を行います。

- ▼散布時間帯は、できるだけ実施区域内の道路の通行を控えてください。
- ▼万が一、薬剤が皮膚に付いた場合はせっけんで洗い流してください。
- ▼自動車等に薬剤がかかると、跡が残る場合がありますので、薬剤がかかってしまった場合は速やかに水洗いしてください。
- ▼事故防止のため、現場作業員の指示にご協力ください。

